

第27回 町長記者会見

- 開催日時 令和2年5月11日（月）午後3時00分～
- 開催場所 遠軽町役場3階大会議室
- 記者数 8人

報道機関の皆様におかれましては、日頃より町政など地域の情報を町民にお届けいただき、心からお礼申し上げます。

それでは、今回の発表についてご説明申し上げます。

■新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（2回目）について

最初に、「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金・2回目」についてであります。

4月24日の記者会見でお知らせしたとおり、町では、「新型コロナウイルス感染症」の拡大防止に取り組む事業者を支援する「新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」を創設し、4月25日から5月6日までを対象期間として、協力金の支給事務を進めているところであります。

また、先般、国が緊急事態宣言を5月31日まで延長し、道においても、「ひとまず5月15日までの9日間は、これまで同様の措置を講ずる」としたことから、町としても、引き続き、感染症の拡大防止に全力で取り組むこととしたところであります。

こうした中、国や道の発表を受けて5月7日以降も休業等に取り組む事業者もおられますが、こうした事業者に対し、町としては、5月6日までの支援とは別に、改めて支援する必要があると考え、今回、町独自の協力金として、2回目の協力金制度を設けることといたしました。

今回の協力金制度については、対象となる事業者は1回目と変更ありませんが、複数施設を有する事業者に対しては、その施設数に応じて支給することとしております。

2店舗を持つ事業者には2店舗分の協力金を支給することで、休業等への取組支援をより一層強化してまいります。

支給額については、対象施設1施設につき一律20万円、対象となる期間は5月7日（木）から15日（金）までの9日間としております。

なお、本協力金の申請受付は、議会議決後、5月21日からの開始を予定しております。

■特定施設継続支援金について

次に、特定施設継続支援金についてであります。

町では、現在、感染症流行の影響を受ける町内飲食店の経営支援として、「プレミアム付き食事券」の発行に取り組んでいるところであります。

また、町内宿泊施設の経営支援として、感染症の流行終息後に、町内宿泊施設を連泊した利用者に5,000円を助成する制度を実施することとしておりますが、本制度については感染症の終息見通しが立たないため、未だ実施に至っていないところであります。

町では、感染症の流行が長期に及び、町内宿泊施設の苦境が続いていること、また、飲食店以外にも経済的に大きな影響を受けている施設が生じていることから、独自の取組として、こうした施設に対する支援金制度を新たに設け、「特定施設継続支援金」として支給することといたしました。

支援先とするのは、「宿泊施設」、「バス・タクシー」、「学校給食提供施設」及び「理美容施設」の4区分で、支援金額は、事業所の規模に応じて1か所当たり10万円から30万円までとしております。

本支援金の申請受付は、議会議決後、5月下旬からの開始を予定しております。

■飲食店及び宿泊施設の水道料金・下水道使用料の免除について（継続）

次に、町内の飲食業や宿泊業の経営支援として、今年の3月分及び4月分の水道料金と下水道使用料を免除してきたところですが、引き続き、5月分及び6月分の水道料金及び下水道使用料も免除することといたしました。

これまで町内における対象事業者87件から申請があり、2か月分で340万円程度を免除してまいりました。

既に申請をしている事業者には改めて申請いただくことなく、対象事業者にはその旨をお知らせし、引き続き、免除する方向で進めてまいります。

■ロックバレースキー場ブルーライトアップについて

新型コロナウイルス感染症に対して、昼夜を問わず最前線で働いていただいている医療従事者をはじめ、社会活動の維持のために尽力いただいている全ての方々への応援メッセージとして、ロックバレースキー場ゲレンデをブルーライトでライトアップいたします。

ブルーライトには精神を安定させる働きがあるといわれ、健康維持のシンボルカラーとしてイギリスで使われていたことに由来し、ロンドンで医療従事者への感謝の気持ちを表現してライトアップを始めたことが発端となり、世界中で広がっています。

ライトアップ期間は、5月13日から当面の間とし、午後7時から午後10時までを予定しています。